

信濃町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済対策の一環として町内産業の振興を図るとともに、町民の居住環境の向上を支援するため、町内の施工業者に依頼して自己の居住する住宅のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 住宅所有者又は住宅所有者の二親等以内の親族が、現に居住の用に供している建築物をいう。
- (2) 集合住宅 一の建築物内に複数の個人住宅が集合している建築物をいう。
- (3) 併用住宅 一の建築物内に個人住宅のほか、店舗、事務所等（以下「店舗等」という。）の個人住宅以外の部分を有し、店舗等に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満の建築物をいう。
- (4) 住宅 前3号に掲げる建築物をいう。
- (5) リフォーム 既存の住宅の機能や性能を維持・向上させるために行う修繕、補修、模様替え、一部改築、増築（同一棟に限る。）等の工事をいう。
- (6) 下水道等接続工事 リフォームの内、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して行う信濃町公共下水道条例（平成6年信濃町条例第24号）第2条第2号で規定する公共下水道又は信濃町農業集落排水条例（平成20年信濃町条例第18号）第2条第2号で規定する排水処理施設に接続する工事をいう。
- (7) 町内施工業者 町内に町の法人税が課せられている事業所を有している法人又は町内に住所を有する個人事業主である者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものであることを要する。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者をいう。）であること。
- (2) リフォームを行う住宅に居住している者であること。
- (3) リフォームを行う住宅の所有者又は当該住宅の所有者の二親等以内の親族であること。
- (4) リフォームを行う住宅に居住する者全員が、町税（国民健康保険税を含む。）、下水道事業受益者負担金（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (5) 第6条第1号に規定する補助を受ける場合、信濃町空き家改修等支援事業補助金交付要綱（平成28年信濃町告示第89号）第6条第1号に規定する補助を受けていない者であること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、町内に存する

住宅であること。

- 2 第6条第1号に規定する補助を受ける場合、信濃町空き家改修等支援事業補助金交付要綱第6条第1号に規定する補助を受けていない住宅であること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となるリフォーム（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている工事とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内施工業者が補助対象工事の施工業者であること。
- (2) 第6条第1号に規定する補助を受ける場合、補助対象工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）が10万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）であること。
- (3) 補助対象者が、居住の用に供する部分の工事であること。
- (4) 第9条第2項の規定による補助金の交付決定日以降に補助対象工事についての契約行為が行われ、事業年度末までに第13条に規定する実績報告書を提出することができる工事であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助対象経費としないものとする。

- (1) 設計に要する費用
- (2) 他の制度による補助金等の交付の対象となっている工事に係る費用
- (3) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事に係る費用
- (4) その他、補助金の交付が適当でないと認められる費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（25万円を上限とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）
- (2) 下水道等接続工事の内、合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽の廃止を伴う工事に係る経費に10分の10を乗じて得た額（10万円を上限とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）
- (3) 下水道等接続工事の内、くみ取り式便所の廃止を伴う工事に係る経費に10分の10を乗じて得た額（20万円を上限とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

(補助回数)

第7条 前条第1号に規定する補助金の交付は、補助対象者及び補助対象住宅について、いずれも1回に限るものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。ただし、当年度交付決定を受けたにもかかわらず、第11条第1項による事業を廃止した者は、事業翌年度以降の交付申請はできないものとする。

- (1) 補助対象工事を行う住宅の位置図
 - (2) 工事内訳見積書
 - (3) 補助対象工事の工事内容が分かる書類（図面、仕様書等）
 - (4) 補助対象工事を行う住宅全体及び工事施工箇所の施工前の写真
 - (5) 確認済証の交付を受ける必要がある増改築の場合は確認済証の写し
 - (6) その他、町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の不交付を決定したときは、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請内容の変更又は廃止）

第11条 補助事業者が、申請内容を変更又は廃止しようとするときは、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金変更・廃止申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の変更又は廃止を決定したときは、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金変更・廃止決定通知書（様式第5号）により補助事業者には通知するものとする。

（事業の遂行）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の指示に従い、適切に事業を行わなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに信濃町住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象工事の工事施工箇所の施工前及び施工中、施工後の写真
- (4) 施工箇所が分かる書類（図面等）（交付申請時と変わらない場合は省略することができる。）
- (5) 増改築の場合、確認済証の交付を受けたときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (6) 工事内容の変更により、第9条第2項の規定により決定した補助金の額に変更が生じた場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し

(7) その他、町長が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の額を確定したときは、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、信濃町住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月7日告示第17号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日告示第26号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第22号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日告示第30号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。